

合併特例債の適用期間の再延長について

中国部会提出
説明担当 米子市

合併特例債は、市町村建設計画に基づき、合併市町村における一体性の速やかな確立又は均衡ある発展に資するために行われる公共的施設の整備事業等への財源措置として創設された。

創設時は、合併年度及びこれに続く10か年度（平成18年度から平成27年度）が活用の限度とされていたが、東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しが必要となったため期間内に事業が完了できないなどの理由により、平成24年の法改正で被災市町村は合併年度及びこれに続く20年度、被災市町村以外は15年度（平成18年度から平成32年度）に活用期限が延長された。

その後、アベノミクス効果による建設事業の増大や東日本大震災の復興が促進されたため、建設資材の高騰や技術者・労務者の不足が原因と見られる入札不調が全国的に増加した。

この入札不調は徐々に落ち着いてきているものの、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催、2027年のリニア中央新幹線・品川～名古屋間開業という国家的大プロジェクトを控え、関連施設整備の建設需要が高まれば入札不調が再燃し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念される。

また、市町村建設計画に基づく公共的施設の整備に当たり、住民等関係者との調整に時間を要し、計画どおり事業が進んでいない例もある。

よって、国におかれては、合併特例債の発行期限を東日本大震災で被災した合併市町村と同様に、さらに5年間、平成37年度まで延長されるよう要望する。